

交通安全協会 よなご

令和2年度第1号

発行

(一財)鳥取県交通安全協会
米子地区協会
米子市上福原1266-4
TEL33-6700 FAX33-6775

交通安全協会は、こんな活動をしています。

◎ 交通安全広報活動

- ★ 春・夏・秋・年末の交通安全運動時の広報
- ★ 子どもと高齢者の自転車大会の開催
- ★ 二輪車安全運転大会の開催
- ★ 飲酒運転の根絶活動(ハンドルキーパー運動)

◎ 子どもと高齢者を守る活動

- ★ 新入学児童への交通安全用品の贈呈
- ★ 反射材用品の配布と活用指導
- ★ 通学路での誘導活動

◎ 交通安全教育活動

- ★ 地域・学校で自転車教室の開催
- ★ 交通安全講習会の開催



ドライバーへの広報

交通安全協会へのご加入をお願いします。

みなさまの協力費(会費)が地域の交通安全活動を支えています。
協力費(会費)は**年間500円**で、運転免許証の有効年に応じた額を一括してお願いしています。ご加入をお願いします。

免許証有効期限	協力費(会費)
3年免許の方	1,500円
5年免許の方	2,500円

会員さまへの特典

- 県内約170の交通安全協賛店での各種特典・割引
- 優良運転者表彰等の表彰制度
- 交通安全DVD等の無料貸出
- ご加入時に免許証ケース等グッズの贈呈
- チャイルドシートの短期無料貸出



会員特典は
こちらから

交通安全活動協賛店募集(登録無料)

●交通安全活動協賛店を募集しています

「交通安全活動協賛店」とは、当協会が行う交通安全活動に賛同した協賛店が、会員から会員証等の提示を受け、商品の割引等のサービスを行う事業のことで、当協会のホームページ等に掲載され、お店のPR活動の一つとして役立ちます。

●協賛店になっていただくと

鳥取県の交通安全活動を応援している証として、「交通安全協賛店ステッカー」をお渡しします。当協会のホームページ等で、紹介させていただきます。

●申込方法

米子地区協会へ「交通安全活動協賛店参加確認書」を提出してください。詳細については、米子地区協会にお尋ねください。



「あおり運転」を厳罰化!

道路交通法改正で、「妨害運転罪」が創設され、
6月30日から「あおり運転」が厳罰化されました。